

出資配当に関する規則

（総 則）

第1条 定款に基づく、出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という）の手続きは、この規則によって行います。

（対象となる組合員）

第2条 出資配当は、当該年度の剰余金の処分を決める総代会の開催日に在籍した組合員を対象とします。

（平均出資額）

第3条 出資配当は、当該年度の平均出資額に応じて行います。

2 平均出資額は、次のように算定します。

- ① 前年度期末現在の出資金額（1口500円単位、以下、金額は全て1口単位）
- ② 増資金額×（増資日から年度末までの日数÷365）（うるう年は366）
- ③ 減資金額×（減資日から年度末までの日数÷365）（うるう年は366）

平均出資額＝①＋②－③

3 1口未満の額は預り金として取扱い、配当金計算の対象にはなりません。

（配当率）

第4条 出資配当の率は、当該年度の剰余金の処分の一環として、10％以内で総代会で決定します。

（所得税の源泉徴収）

第5条 配当金に対する所定の所得税を源泉徴収します。

（端数処理）

第6条 配当金の1円未満の端数は切捨てとします。

（出資振替）

第7条 配当金は、総代会の開催日の日付で、全額を各自の出資金に振替えます。

2 前項で発生する1口未満の額は、1口になるまで預り金として取扱います。

（通 知）

第8条 配当金額は、出資残高明細書に記載して、郵送または配達で通知します。

（脱退時の取扱い）

第9条 配当金の出資振替の前に脱退する場合は、配当金と出資金を一緒に返還するために、郵送、銀行振込日となる7月末日付けの脱退として取扱います。
月末が金融機関休業日の場合は、前営業日に繰り上げします。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会が行います。

(附 則)

この規則は、1998年 5月11日制定、施行します。

2001年 6月11日改訂（脱退時の取扱いを追加）

2025年8月8日一部改訂（脱退時の取扱い）第9条の条文変更